

広報あおもり

2025年8月号



青森県警察シンボルマスコット
「アピーくん」&「レピーちゃん」

青森県警察本部 広報課

～目次～

- 警察事務（高卒程度）を募集します！【警務課】
- 子供に関する相談は少年サポートセンターへ【人身安全対策課】
- ネットトラブルを防止しよう【人身安全対策課】
- 青森県暴力団排除条例を遵守しましょう【捜査第二課】
- 横断歩道は歩行者優先【交通企画課】
- 自転車安全利用五則を守りましょう【交通企画課】
- 運転免許自主返納者支援のご案内【交通企画課】
- 飲酒運転はやめよう！【交通指導課】
- 高齢者講習等の早期受講についてのお願い【運転免許課】
- マイナ免許証の取扱いが始まりました【運転免許課】
- 8月の広報予定

守りたい県民がいる
守るべき故郷がある

警察事務（高卒程度）を募集します！

警察事務（高卒程度）採用試験を行います。受験資格は次のとおりです。

受験職種	採用予定人員	受験資格
警察事務	3人程度	平成16年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた者

受験資格等は変更になることがありますので、詳細については、試験案内で確認してください。

受付期間 8月1日（金）～8月22日（金）

第一次試験 9月28日（日）

試験場所 青森市、八戸市、弘前市

◎ 職務内容に関する問合せ先

青森県警察本部警務課人事・採用係 0120-337-314

青森県警察ホームページ

https://www.police.pref.aomori.jp/keimubu/keimu/saiyo/saiyo_index.html



◎ 受験手続き及び案内に関する問合せ先

青森県人事委員会事務局任用担当 017-734-9829（直通）

青森県人事委員会ホームページ

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/j-kanri/saiyou.html>



子供に関する相談は少年サポートセンターへ

「少年サポートセンター」はどんな活動をしているの？

《少年相談活動》

悩みを抱えているお子さん自身、保護者の方などから、内容を問わず相談に応じます。少年問題に関する専門的な知識や技能を持つ「**少年補導職員**」が対応します。

《継続的な支援活動》

少年や保護者の抱えている問題や悩みが、

- エスカレートしない
- 繰り返さない

よう、また、犯罪などの被害に遭った少年の精神的被害の回復・軽減を図り、

- 再被害に遭わない

よう少年や保護者に寄り添い、継続的な支援を行っています。

「面接」や「電話」による助言指導のほかに、ケースに応じて、「修学・就労支援」「学習支援」「農作業体験」「物づくり体験」など、保護者の同意を得た上で、継続的な支援を行い、少年の立ち直りを支援しています。



「闇バイト」は絶対にダメ！！

《闇バイトとは》

一般的に、報酬と引き換えに犯罪行為を行うこととされており、InstagramやX（旧Twitter）などのSNSやインターネット掲示板などで、短時間で高収入が得られるなど甘い言葉で募集しています。

注意

少年がアルバイト感覚で応募し、強盗などの実行犯として検挙されています。

《闇バイトに手を出さないために》

「裏バイト」「高額」「即日現金」「書類を受け取るだけ」などの言葉に注意してください。楽をして大金を稼げるアルバイトはありません。



《一度でも闇バイトをしてしまうと》

応募時に顔写真や住所などを送付しているので、犯罪組織から逃れるのは困難です。犯罪の首謀者から利用された後、組織の「捨て駒」として切り捨てられます。

《闇バイトに申し込んでしまったら》

「少年サポートセンター」か最寄りの警察署に今すぐ相談してください！！

「少年サポートセンター」はどこにあるの？

- 青森少年サポートセンター
新町センター（警察本部内） ☎0120-58-7867
安方センター（青森警察署内） ☎017-776-7676
- 八戸少年サポートセンター
（八戸警察署内） ☎0178-22-7676
- 弘前少年サポートセンター
（弘前警察署内） ☎0172-35-7676
受付：月～金曜日 8:30～17:15（祝日・年末年始を除く）
- 少年サポートメール youngmail-587867@extra.ocn.ne.jp
24時間受信、回答は2～3日後（土・日・祝日・年末年始を除く）

1人で悩みを抱え込まずに
気軽に相談してください♪



少年サポートメール

青森県警察本部 人身安全対策課



ネットトラブルを防止しよう

～オンラインゲームをきっかけとする犯罪被害にあわないためには～

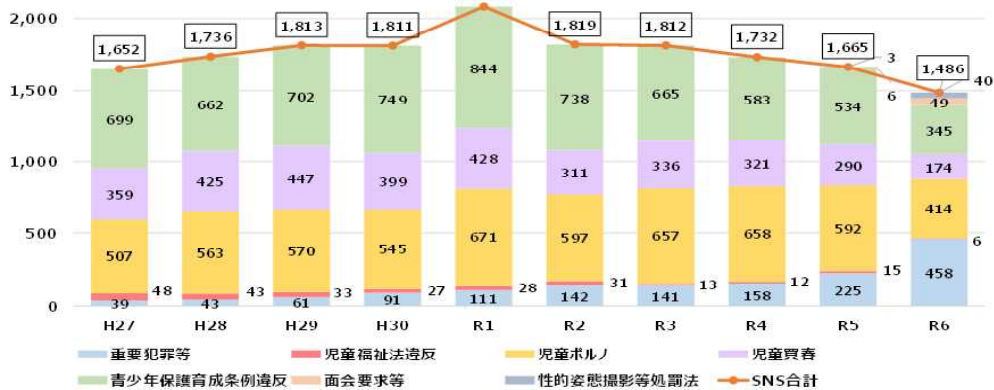
SNSをきっかけとする児童の犯罪被害の実態

SNSをきっかけとして、児童が性犯罪等に巻き込まれる事件が多く発生しています。SNSやオンラインゲームは楽しくて便利なツールですが、危険もひそんでいることを理解しましょう。被害にあわないためにどうしたら良いか一緒に考えてみましょう！



2,500 (人)

〈罪種別の被害児童数の推移〉



(資料) 警察庁生活安全局少年課 (令和7年) 「令和6年における少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況」より三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社作成

画面の向こうにいるのは本当に同年代の「Eさん」かな？

● ケース 女子小学生Dさんの場合

女子小学生のDさんは、自分のアバターを育てるオンラインゲームを利用しています。交流広場でチャットを楽しんでいると、とてもかわいいアバターを使っているEさんと知り合い、仲良くなりました。いつか、Eさんからいつも仲良くしてくれるお礼として、有料のアイテムプレゼントが届くようになりました。小学生で課金ができないDさんはうれしく思い、Eさんともっと仲を深めたいと思うようになり、他のSNSのIDを交換して日常的な会話や写真のやりとりもするようになりました。ある日、Eさんから身体の悩みがあると打ち明けられ、「同年代のDさんの身体と比べたいから下着姿の写真を送ってほしい」と頼まれました。Dさんが恥ずかしくて送るのをためらっていると、「いつもプレゼントして助けてあげているのにそっちは助けてくれないんだね」と非難され、負い目を感じたDさんは自撮り写真を送ってしまいました。すると、その日を境にEさんからより過激な写真を送ることを要求されるようになり、Dさんは何枚も裸の写真を送ってしまいました。



どうすればこんなことにならなかったのでしょうか？

● みんなで考えるときのヒント

Eさんはどんな人かな？

オンラインゲームからチャットに移行しても良いかな？

一方的に贈られたプレゼント、お礼やお返しって必要？

Eさんに下着姿の写真を送って大丈夫？

Dさんの被害につながったポイント 被害にあわないためにはどうしたら良いの？



★プレゼントを受け取らない設定にしてみよう

★見ず知らずの人にSNSのIDを教えたり、自撮り写真を送ったりするのはやめよう

★「相手の情報はうそかも？」とうたがってみよう

有料のプレゼントを受け取り続けていると、相手への負い目・嫌われたくないという気持ちが大きくなり、おかしいな？と思う要求にも従ってしまうことがあります。プレゼントを受け取らない設定にする・他のSNSに移行しない・おかしい要求はのまらずに相談や通報をすることが大切です。

青森県暴力団排除条例を遵守しましょう

捜査第二課

平成23年7月1日に施行された、青森県暴力団排除条例は、暴力団排除を推進して、県民生活の安全と平穏を確保すること、県経済の健全な発展を目指すことを目的に制定されたものであり、その後、暴力団を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえて、より実効性のあるものに改正し、令和元年10月1日から施行となり現在に至っています。

主な規制内容

1 金品等の供与の制限

暴力団を利用する目的や暴力団の活動を支援する目的で、金品等を供与することを禁止します。

例えば

- 絵画やおしぼり等の販売・リースに金銭を支払う
- 将来のトラブル解決のため用心棒代を支払う

などで、違反した場合は、勧告・公表の対象となります。

2 不動産譲渡等の契約の制限

暴力団事務所に使用されることを知りながら、不動産を譲渡等することを禁止します。

土地・建物の売却、アパート等の賃貸借など、違反した場合は、勧告・公表の対象となります。

3 暴力団事務所の開設及び運営の禁止

学校・保育所・図書館等の敷地の周囲200メートルの区域内に、暴力団事務所を開設及び運営することを禁止します。

違反した場合は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金となります。

4 金品等の供与を受けること等の禁止

暴力団員が事業者から金品等の供与を受けることや第三者を指定して金品等の供与をさせることを禁止します。

違反した場合は、勧告・公表の対象となります。

5 他人名義を利用することの禁止

暴力団員であることを隠す目的で他人の名義を利用すること、暴力団員に自分の名義を利用させることを制限します。

例えば

- マンション、アパートなどの賃貸借契約
- 携帯電話の新規契約、新車の購入
- 銀行口座の開設、融資契約など

などで、違反した場合は、勧告・公表の対象となります。



横断歩道は歩行者優先

交通企画課

昨年8月にJAFが実施した信号機のない横断歩道での歩行者横断時における車の一時停止状況全国調査によると青森県内の信号機のない横断歩道における車両の一時停止率は、**59.9%**（前年比+12.5%）でした。

全国平均を上回ったものの、いまだ4割の車両が停止していない状況です。

車両の運転者は、「**横断歩道は歩行者優先**」の意識を持ち、安全運転を心がけましょう。

	青森県	全国
令和6年	59.9%	53.0%
令和5年	47.4%	45.1%
令和4年	56.7%	39.8%
令和3年	14.0%	30.6%

全国17位
全国26位
全国7位
全国ワースト3位

ハンド&サンクス知っていますか？

皆さんはハンド&サンクスについてご存じですか。

ハンド&サンクスとは、「**渡る合図**」と「**ありがとう**」です。

歩行者は、横断歩道を渡る前に手を上げる・手を差し出すなどして運転者に対して横断歩道を渡る意思を明確に伝えましょう。

横断中も周囲の安全確認を怠らないようにしましょう。

停止した運転者に対してお辞儀をするなど「ありがとう」を伝えましょう。



青森県警察本部公式SNSで情報発信中



青森県警察シンボลมスコット
「アビーくん」 青森県警察シンボลมスコット
「レビーちゃん」



青森県警察シンボลมスコット
「アビーくん」 青森県警察シンボลมスコット
「レビーちゃん」

思いやり・ゆずりあいの気持ちを持って安全に運転しよう



自転車安全利用五則を守りましょう



交通企画課

皆さんは自転車安全利用五則についてご存じですか。

自転車安全利用五則とは自転車乗車時に特に重要な5つのルールをまとめたものです。

自転車には運転免許は必要ありませんが、大人も子供も手軽に乗れる便利な乗り物であるため誰でも自転車事故の当事者になる可能性があります。

自転車の基本的なルールを正しく知り、安全に自転車を利用しましょう。

1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

自転車は、道路交通法上「軽車両」として位置づけられており歩道と車道の区別のある道路では**車道の左側通行が原則**です。

例外として、歩道通行可の標識・標示がある場合などは歩道を通行できますが、歩道は歩行者優先ですので、車道寄りの部分をすぐに停止できる速度で通行し、歩行者の通行を妨げるときは、一時停止しなければなりません。

2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

交差点は、自転車事故が発生する危険性が特に高い場所です。

進行方向の信号が青であるかどうか、一時停止の標識の有無に関わらず、交差点を通行するときは、必ず他車に注意し、安全を確認した上で交差点を通行するようにしましょう。

3 夜間はライトを点灯

自転車のライトは、夜間走行の際、前方を照らして視界を確保するほか自分の存在を**他車（者）にアピールする役割**があります。

早めのライト点灯を心がけ事故防止に努めましょう。



4 飲酒運転は禁止

令和6年11月1日から、道路交通法が改正され、自転車の「酒気帯び運転」のほか酒類や同乗・自転車の提供、同乗行為についても罰則が整備されました。

＜酒気帯び運転の場合＞

違反者は、**3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金**

自転車の提供者は、**3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金**

酒類の提供者・同乗者は、**2年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金**

※「酒気帯び運転」は自転車運転者講習制度の対象になります。

5 ヘルメットの着用

令和6年までの5年間に青森県内において自転車乗用中の事故で亡くなられた方の**約4割が頭部に致命傷**を負っています。

自分の命を守るためにも自転車に乗車する際は、ヘルメットを着用しましょう。

（#チャリメット）

交通ルールを正しく守り、自転車事故を防止しましょう

運転免許自主返納者支援のご案内

交通企画課

高齢者の皆さんの中には、加齢による身体機能の衰えを感じ、車の運転が危険であると思いつつも、買い物や通院のために運転を続けている方もいると思います。全国的にこのような高齢者の方々による重大交通事故が発生し、大きな社会問題となっています。

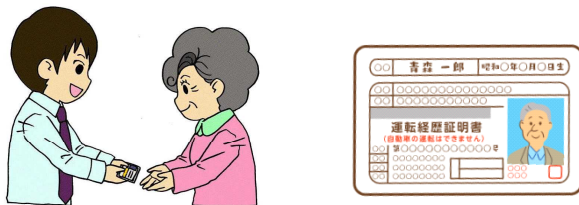
青森県警察では、車の運転に不安を感じて自動車運転免許証を自主返納した方々の生活を支援するため、「運転免許自主返納者支援事業」を推進しております。この事業は運転免許証を返納し「運転経歴証明書」を取得された方に対し、タクシー運賃や商品の割引、商品宅配サービスなどの特典を協賛企業から提供するものです。

◇支援を受けるまでの流れ◇

①運転免許証を返納する



②運転経歴証明書を申請し、交付を受ける



③協賛店に運転経歴証明書を提示して支援を受ける



↑このステッカーが支援協賛店の目印です↑

※ 詳しくは県警ホームページまたは「運転免許自主返納者支援協賛店一覧表」をご覧ください。

【 自主返納の受付場所 】

- 青森県運転免許センター
- 弘前自動車運転免許試験場
- 八戸自動車運転免許試験場（八戸警察署内）
- むつ自動車運転免許試験場（むつ警察署内）
- 各警察署

【 運転経歴証明書について 】

- 運転経歴証明書は顔写真付きで、身分証明書として使用することができます。
- 有効期限
無期限（更新の必要なし）
 - 申請場所
上記自主返納の受付場所と同じ
 - 申請可能な方
運転免許証の有効期限内に自主返納後5年以内の方もしくは運転免許失効後5年以内の方

【 支援協賛店について 】

- 支援協賛店数
県内413店舗、17自治体
（令和7年5月現在）

【 支援協賛店一覧表の配布場所 】

- 青森県運転免許センター
- 各自動車運転免許試験場
- 警察本部1階ロビー
- 各警察署

運転免許自主返納事業のページはこちらです。
自主返納の受付時間等はこちらから確認できます。



飲酒運転はやめよう！

交通指導課

飲酒運転は、重大な交通事故を引き起こす可能性が極めて高い危険な犯罪です。

県民の皆様一人ひとりが、「飲酒運転は絶対しない、させない」ことを徹底し、飲酒運転の根絶を図りましょう。

飲酒運転には厳しい処分が！

酒酔い運転



無条件で……

35点 欠格期間3年
免許取消し

酒気帯び運転



呼気中アルコール濃度
0.25mg/ℓ以上

25点 欠格期間2年
免許取消し

呼気中アルコール濃度
0.15mg/ℓ以上 0.25mg/ℓ未満

13点
免許停止 90日

※) 前歴及びその他の累積点数がない場合

※) 欠格期間とは、運転免許を取り消された場合に、運転免許を受けることができない期間

5年以下の拘禁刑又は
100万円以下の罰金

3年以下の拘禁刑又は
50万円以下の罰金

飲酒運転周辺者も厳罰です

車両提供者

酒気を帯びていて飲酒運転をするおそれのある人に車両を提供することは、飲酒運転を助長する行為の中でも特に悪質な違法行為にあたり、飲酒運転をした運転者と「同罪」になります。



運転者が酒酔い運転をした場合

5年以下の拘禁刑又は**100万円**以下の罰金

運転者が酒気帯び運転をした場合

3年以下の拘禁刑又は**50万円**以下の罰金

酒類提供者

飲酒運転をするおそれのある人に酒類を提供することは、飲酒運転を助長する違法行為となります。



※処罰対象は飲食店や酒類販売店などの営業者に限らず、個人も対象となります。

運転者が酒酔い運転をした場合

3年以下の拘禁刑又は**50万円**以下の罰金

運転者が酒気帯び運転をした場合

2年以下の拘禁刑又は**30万円**以下の罰金

飲酒運転車両への同乗者

運転者が酒気を帯びていることを知りながら、自己を運送するように要求・依頼し、その運転者が飲酒運転する車両に同乗することは、飲酒運転を容認する悪質な違法行為となります。



運転者が酒に酔っていることを知りながら、同乗した場合

3年以下の拘禁刑又は**50万円**以下の罰金

運転者が酒気を帯びていることを知りながら、同乗した場合

2年以下の拘禁刑又は**30万円**以下の罰金



高齢者講習等の早期受講についてのお願い



運転免許証の有効期間満了時に70歳以上になる方は、運転免許証更新手続の前に高齢者講習等を受講しなければなりません。

- 70～74歳の方 ⇒ ・ 高齢者講習
- 75歳以上の方 ⇒ ・ 運転技能検査（対象者のみ）
・ 認知機能検査
・ 高齢者講習

高齢者講習等の該当の方には、有効期間満了日の約6か月前ごろに「運転免許証の更新に伴う通知書（はがき）」を送付しています。

通知書を確認し、希望する実施場所へ直接電話予約をしてください。

◎ 運転技能検査・認知機能検査及び高齢者講習の受検・受講について

- 各種検査及び講習は、県内教習所で実施しております。
- ご希望の教習所に電話でお申し込みください。
予約は混み合いますので、お忘れにならないようお願いいたします。

◎ 高齢者講習等受講後のお願い

運転技能検査や認知機能検査、高齢者講習を受検・受講すると、

- ・ 運転技能検査受検結果証明書（対象者のみ）
- ・ 認知機能検査結果通知書
- ・ 高齢者講習終了証明書

が交付されます。

これらは、運転免許証更新時に必要となりますので、更新手続を行うまで大切に保管してください。

青森県警察本部交通部運転免許課（青森県運転免許センター内）

- ・ 受付時間：午前9時から午後4時まで
（土、日、休日及び年末年始を除く）
- ・ 電話番号：017-782-0081（代表）
- ・ 担当：高齢運転者等支援係





マイナ免許証の取扱いが始まりました

マイナンバーカードに免許情報を記録し、運転免許として利用できるようになりました。

運転免許センター
八戸・弘前・むつ運転免許試験場

で手続きが可能です。



警察署では手続きができませんので、ご注意下さい。

マイナ免許証の保有者は、マイナンバーカードの署名用電子証明書(6～16桁の署名用電子証明書暗証番号)を警察に申出することなどにより、次のサービスを受けられるようになります。

- オンラインによる更新時講習
- 住所変更等は市町村窓口に出すだけで、免許センター等での変更手続きが不要

詳しくは

青森県警察 マイナ免許



警察本部運転免許課 ☎ 017-782-0081

～8月の広報予定～

○ ラジオ広報予定

エフエム青森「あおもり・ふぁん」（毎週月曜日～金曜日 16：55 ～ 17：00）

第2週（4日から8日）	・警察行政職員（高卒）募集のお知らせ
-------------	--------------------

RABラジオ「県広報タイム」（毎週月曜日～木曜日 7：30 ～ 7：35）

第3週（11日から14日）	・子供に関する相談は「少年サポートセンター」へ ・自転車利用時のルール周知と事故防止
第4週（18日から21日）	・暴力団排除条例を遵守しましょう
第5週（25日から28日）	・横断歩道は歩行者優先

○ 「広報あおもりけん」（東奥日報、デーリー東北、陸奥新報）

8月16日	・警察行政職員（高卒）募集のお知らせ
-------	--------------------

○ 音楽隊の派遣予定

8月28日（木）	令和7年度青森県戦没者追悼式 9：40 ～ 9：55（青森市：リンクモア平安閣）
----------	---